

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月29日 |
| 【会社名】 | キッセイ薬品工業株式会社 |
| 【英訳名】 | KISSEI PHARMACEUTICAL CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 神澤 陸雄 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 長野県松本市芳野19番48号 |
| 【縦覧に供する場所】 | キッセイ薬品工業株式会社 東京本社 (東京都中央区日本橋室町1丁目8番9号) キッセイ薬品工業株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区新浦島町1丁目1番地25 テクノウェイブ100 16F) キッセイ薬品工業株式会社 名古屋支店 (名古屋市名東区社が丘1丁目606番地) キッセイ薬品工業株式会社 大阪支店 (大阪市西区土佐堀1丁目3番地18号 MORITANIビル90 6F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長神澤陸雄は、当社及び連結子会社（以下「当グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。当グループの内部統制は、企業会計審議会により公表されました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に準拠し、財務報告の信頼性に関して合理的な保証が得られるように整備及び運用しております。なお、内部統制には固有の限界があるために、どのような構築をしようとも、誤謬もしくは不正を原因とする虚偽が起こるかもしれないこと、更に内外の状況の変化により構築した内部統制が十分に機能しなくなる可能性もあります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価の基準日

内部統制の評価の基準日は平成22年3月31日であります。

(2) 評価の基準

わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 評価の手続

内部統制の有効性に関する評価について、次のとおり実施しました。

全社的な内部統制の評価手続

評価対象とする重要な事業拠点に対し

て、当グループでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の基本的要素ごとに整備及び運用の評価を行いました。

業務プロセスに係る内部統制の評価手続

全社的な内部統制の評価を

行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする重要な事業拠点における業務

プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該要点について整備及び運用の評価を行いました。

(4) 評価の範囲

当グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定いたしました。また、当該重要性は金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価を行う重要な事業拠点を合理的に決定いたしました。具体的範囲は以下に記載したとおりであります。

全社的な内部統制の有効性の評価につきましては、当社と連結子会社2社を評価範囲といたしました。なお、その他の連結子会社1社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価につきましては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね95%以上を占める3事業拠点を、「重要な事業拠点」としております。

業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価にあたりましては、選定した事業拠点の事業目的に大きく関わる勘定科目であります売上高、売掛金、棚卸資産に至る主要業務プロセスを評価の対象としました。さらに財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを追加選定いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長神澤陸雄は、平成22年3月31日現在における当グループの財務報告に係る内部統制は有効であり、内部統制上の重要な欠陥は無いと判断いたしました。

4【付記事項】

該当する事項はありません。

5【特記事項】

該当する事項はありません。